

100枚
限定！！

世界自然遺産登録記念 ナンバープレートを作成しました！

原動機付自転車(50cc以下、ミニカーを除く。)のナンバープレート交付申請の際に、国頭村の世界自然遺産保全及び利活用を図るための寄附金として1,000円以上の寄附をいただくと、記念ナンバープレートを取得できます。

○交付の対象者

次の(1)(2)のいずれかに該当する方が、その手続の際に記念ナンバープレート1枚当たり1,000円以上の寄附をしていただいた場合に交付します。

- (1) 原動機付自転車(50cc以下)の新規登録(名義変更含む。)
- (2) 既存のナンバープレートから記念ナンバープレートへの交換(1回に限る。)

※注1 ナンバープレートの番号を指定することはできません。

※注2 (2)の場合は、自賠責保険のシールの張替えや自賠責保険・任意保険の標識番号の変更手続が必要ですので、あらかじめ加入する保険会社にご相談ください。

※注3 原動機付自転車の登録は個人または法人名で行わなければなりません。また、寄附者は原動機付自転車の登録者と同じでなければなりません。そのため、ご家族の名義または任意団体の名義で寄附された場合は、記念ナンバープレートの交付を受けることができません。

○交付の手続き

※届出人の本人確認のため、免許証等を持参してください。

○新規登録の場合の必要書類：軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書、販売証(廃車済の場合は譲渡証明書)

○標識変更の場合の必要書類：軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書、ナンバープレート、標識交付証明書

上記書類をご持参いただき役場住民課窓口にて受付いたします。
※詳しくは役場住民課までお問合せください。

☆9月17日(金)
から交付できま
す！



注意

ナンバープレートは軽自動車税(種別割)の課税のために国頭村からお貸しするものです。このため、廃車手続の際には返納しなければなりません。また、ナンバープレートを転売や譲渡することはできません。

問い合わせ先
国頭村役場住民課税務係：比嘉雄大
電話番号0980-41-5877